

秋田県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十九号

秋田県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(秋田県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県立自然公園条例施行規則(昭和三十八年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第十七条 条例第十五条第六項第五号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 二十九の二十七 略 二十九の二十八 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 二十九の二十九 三十一 略	(特別地域内における許可又は届出を要しない行為) 第十七条 条例第十五条第六項第五号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 二十九の二十七 略 二十九の二十八 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十条第一項若しくは第二項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者 が当該事業を営むために動力船を使用すること。 二十九の二十九 三十一 略

(秋田県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第二条 秋田県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(特別地区内における許可等を要しない行為) 第十八条 条例第十五条第十項第四号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの イ ト 略 チ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 リ 略 十二・十三 略	(特別地区内における許可等を要しない行為) 第十八条 条例第十五条第十項第四号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの イ ト 略 チ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者 が当該事業を営むために動力船を使用すること。 リ 略 十二・十三 略
(秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部改正) 第三条 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則(平成十四年秋田県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	改正後 (旅客車両等) 第四条 条例第二条第五号の規則で定める鉄道の車両、自動車等は、次に掲げるものとする。 一・二 略 三 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業及び同項に規定する対外旅客
改正前 (旅客車両等) 第四条 条例第二条第五号の規則で定める鉄道の車両、自動車等は、次に掲げるものとする。 一・二 略 三 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業	改正前 (旅客車両等) 第四条 条例第二条第五号の規則で定める鉄道の車両、自動車等は、次に掲げるものとする。 一・二 略 三 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業

